

令和5年度 地域包括支援センターの 運営体制について

令和5年2月9日
柏市地域包括支援課

令和5年度柏市地域包括支援センター運営方針

- 市が地域包括支援センター業務を委託する場合は、方針を示すこととなっており、「柏市地域包括支援センター運営方針」を定めている。

(根拠法令：介護保険法第115条の4第1項・施行規則第140条の67の2)

- 運営方針の構成・主な内容は次のとおり。

なお、令和5年度は第8期柏市高齢者いきいきプラン2.1 (令和3～5年度)の計画期間中であるため、**同一の方向性とする。**

- 1 基本的運営方針
- 2 業務実施方針
- 3 区域ごとの重点事業
- 4 市及びセンター間の連携

令和5年度柏市地域包括支援センター運営方針

1 基本的運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの実現

センターは地域包括ケアシステムの中核的機関として、市や関係機関とともに、「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち 柏」の実現に努める。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

多様な組織・機関と相互に信頼関係を築き、高齢者の実態把握や情報収集を行うとともに、様々な活動を通じてネットワークを強固にする。

(3) 事業評価を通じた機能強化

センターが機能を適切に発揮するため、運営協議会等を通じて、業務状況を把握・評価し、事業の質向上に向け、必要な改善を図る。

(4) 公正性及び中立性の確保

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務において、利用者の特性や意欲、意向を踏まえた事業者紹介を行う。

令和5年度柏市地域包括支援センター運営方針

2 業務実施方針

センターが行う各業務の方針を取組みの視点とともに記載

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 介護予防業務

(6) 生活支援体制整備事業

(3) 総合相談支援業務

他分野の相談支援機関との連携による複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援を追記

(7) 認知症総合支援事業，認知症高齢者見守り事業，認知症サポーター等養成事業

(4) 権利擁護業務

(8) 地域ケア会議推進事業

赤字が追加項目 ※ 具体的内容は参考資料3及び4を参照

3 区域ごとの重点事業

担当圏域の各種データや調査結果等から地域特性を把握するとともに、受けた相談の分析を行い地域課題を把握する。

地域課題は住民と共有しながら、その解決策を重点事業として計画的に取り組む。

4 市及びセンター間の連携

第8期プランにおける各種施策の推進，センター業務の適切な運営，市とセンターの役割調整等を行う機会として，会議を定期的に行う。

(1) センター長会議

(2) 専門職連携会議

ア 医療職会議

イ 社会福祉士会議

ウ 主任介護支援専門員会議

エ 認知症地域支援推進員会議

(3) センター連携会議

令和5年度柏市地域包括支援センター業務仕様

(1) 委託仕様（主な事業内容①）

【介護予防ケアマネジメント業務】 要支援者・事業対象者への支援
適切なアセスメントにより、利用者の自立・重度化防止の視点に立ち、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを行う。
※ケアマネジメントの一部を委託する場合は6割を目安とする。



【一般介護予防事業】 フレイル予防活動の推進

フレイルチェック講座等のあらゆる機会を捉え、多職種との連携を図りながら**認知症の発症予防の観点も踏まえ**、フレイル予防の普及啓発を進める。また、地域主体の多様な活動が継続できるよう、現場への訪問等を通じて支援する。



【総合相談支援業務】 月～土曜日の窓口開設

支援が必要な高齢者や家族等からの相談を受け、適切な情報提供や支援を行う。また、他分野の支援機関との関係構築や連携強化を図り、**複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援の一端を担う**とともに、受けた相談や収集した情報を分析し地域の課題把握を行う。



【権利擁護業務】 権利擁護への対応・普及啓発

成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防について、関係機関と連携し普及啓発を行うほか、施設への措置入所実施に対する協力や困難事例への対応を行う。



赤字下線部が追加項目 ※ 具体的内容は参考資料 5 及び 6 を参照

令和5年度柏市地域包括支援センター業務仕様

(1) 委託仕様（主な事業内容②）

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員の日常的業務に対する個別指導・相談支援のほか、資質向上のための事例検討会や研修の実施、社会資源等の情報提供を行う。また、地域で包括的・継続的なケアを実施するため、各関係機関との連携を支援する。



【生活支援体制整備事業】 高齢者が安心して暮らせる体制づくり

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて地域の協議体を連携する。また、地域支えあい推進員と連携し、たすけあいサービス等の利用促進や社会資源開発への提案等、地域の実情に応じた生活支援の体制構築に努める。



【認知症総合支援事業等】 認知症の相談支援、見守り体制の構築

認知症の人の地域のつながりや介護者の介護負担を軽減する場の開催や正しい知識を伝えるための講座等による普及啓発を行う。また、かしわオレンジSOSネットワークへの登録を推進し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する。



【地域ケア会議推進事業】 地域での課題の解決策を検討

医療・介護等の専門職や民生委員・ボランティア等の地域関係者により、高齢者等が抱える個別の問題や地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討する。

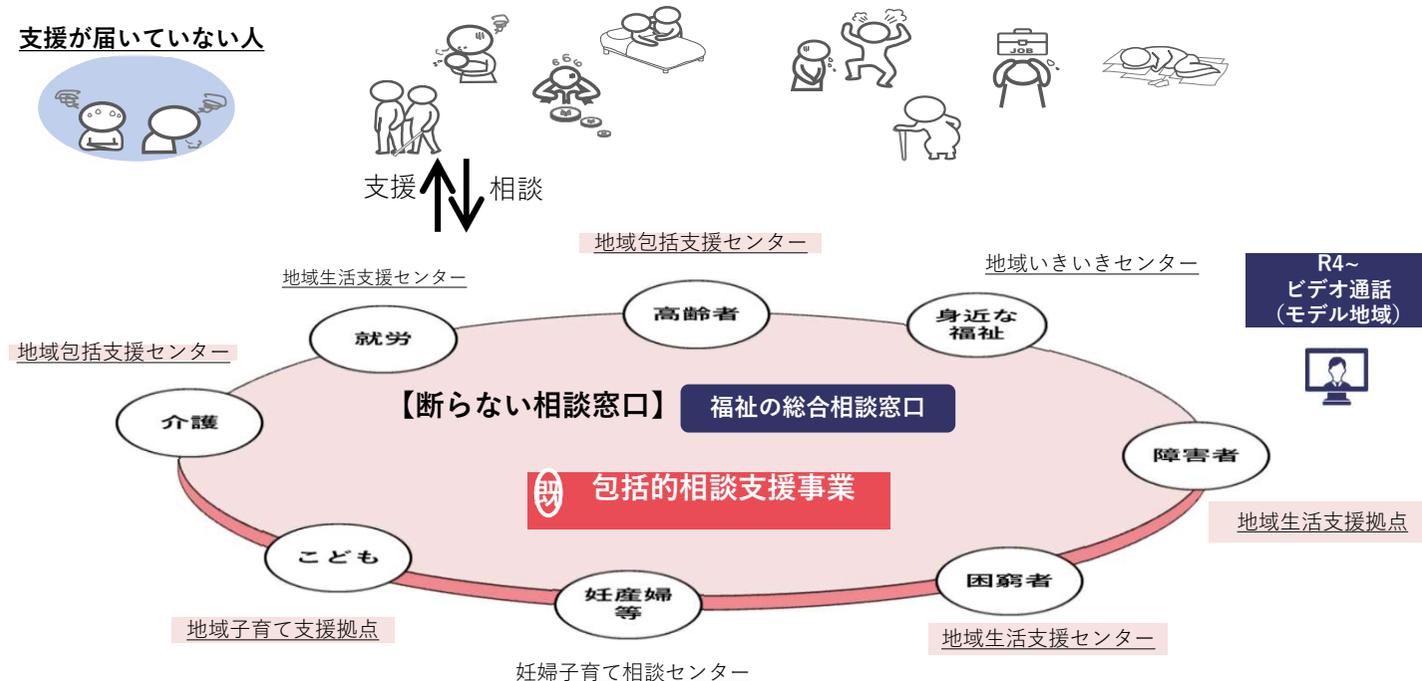


令和5年度柏市地域包括支援センター業務仕様

■参考：重層的支援体制整備事業(包括的相談支援事業)

- ・各属性ごとに専門の相談支援窓口として相談を受けるなかで、
- ・ひとつの相談窓口で対応ができない複合化・複雑化した課題を「福祉の総合相談窓口」を中心として受け止め、
- ・受け止めた課題は、双方向性をもって、適切な相談支援機関へつなぎや包括的に支援

→地域包括支援センターは高齢者支援を担う相談支援機関として包括的支援体制の一端を担う



令和5年度柏市地域包括支援センター業務仕様

(2) 人員体制（配置基準） ※令和4年度から変更なし

【常勤職員】

3職種（保健師等，社会福祉士，主任介護支援専門員）を1人当たり高齢者人口の状況が概ね1,500人以下となるよう配置

※1名はセンター長，1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねる

【非常勤職員（プランナー）】

センターが担当する介護予防プラン数に応じた人数を配置
週3日勤務相当職員は25~30件，週4日勤務相当職員は33~40件を目安に担当

※常勤職員は5~10件を目安に担当

【非常勤職員（事務補助員）】

月12日以内 かつ 週19.5時間以内の範囲内で1名配置

令和5年度柏市地域包括支援センター運営体制

令和5年度の運営体制は次のとおり。法人からの継続意向や第1回運営協議会にて適切なセンター運営である評価をいただいたことから、現受託法人へ継続して委託する予定。

センター	担当地域	運営委託予定法人	人員体制 ※1				高齢者人口※2
			常勤	プランナー	事務補助	計	
柏北部	田中	(福)真和会	6	4	1	11	8,955
柏北部第2	西原, 柏の葉	アースサポート(株)	5	3	1	9	7,321
北柏	富勢	(公財)柏市医療公社	5	4	1	10	7,494
北柏第2	松葉, 高田・松ヶ崎	(公財)柏市医療公社	7	3	1	11	9,422
柏西口	豊四季台	(福)豊珠会	6	6	1	13	8,359
柏西口第2	新富, 旭町	(福)豊珠会	5	4	1	10	7,559
柏東口	柏中央, 新田原	(福)生活クラブ	7	4	1	12	9,912
柏東口第2	富里, 永楽台	ミアヘルサ(株)	5	2	1	8	7,550
光ヶ丘	光ヶ丘, 酒井根	(医)昌擁会	8	5	1	14	11,347
柏南部	南部, 藤心	(医)昌擁会	8	2	1	11	12,525
柏南部第2	増尾	アースサポート(株)	5	2	1	8	7,372
沼南 ※3	風早北部, 風早南部, 手賀	(福)柏市社会福祉協議会	8	4	1	15	14,787
沼南ブランチ			2	—	—		
合計			77	43	12	132	112,603

※1 赤字は定数増 ※2 高齢者人口はR4.10.1現在 ※3 沼南と沼南ブランチの職員は流動的に勤務

令和5年度柏市地域包括支援センター業務委託

委託期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間
委託料の構成は次のとおり。

区 分		内 容	
運営費 (A)	人件費 (精算あり)	常勤	給料, 手当, 法定福利費, 退職手当引当金
			処遇改善費 (上限あり)
	非常勤	賃金, 通勤費及び社会保険料 (上限あり)	
	事務費		高齢者人口に応じた固定額(440万~460万円)
	施設賃借料等		事務所賃料・駐車場賃料等の実額
介護報酬費 (精算あり・B)		予防プラン作成による収入額	
業務委託料 (A - B)		運営費から介護報酬費を控除した額	

物価高騰に
対応するため
増額